

会印規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という）の会印の制定、管守、使用その他会印に関し必要な事項を定めるものとする。

(会印の種類)

第 2 条 会印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本野球連盟の印
- (2) 公益財団法人日本野球連盟会長の印
- (3) 公益財団法人日本野球連盟事務局長の印

(会印の様式)

第 3 条 会印の刻字、寸法及び登録は、別表のとおりとする。

(管 守)

第 4 条 会印は、事務局長が管守しなければならない。

- 2 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指定する職員が管守しなければならない。

(管守の方法)

第 5 条 会印は、常に堅固な容器に納め、原則として、施錠して管守しなければならない。

- 2 会印は、事務局長の承認を受けた場合のほか、管守する場所から持ち出してはならない。

(会印の調製及び改刻)

第 6 条 会印を調製又は改刻しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(会印の使用)

第 7 条 会印は、本連盟の文書以外に使用してはならない。

- 2 会印は、決議書の呈示により、事務局長又は事務局長の指定する職員が押印するものとする。

(会印印刷の使用)

第 8 条 得別の理由により、会印の印影を印刷して押印に代える場合には、あらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

(会印の事故届)

第 9 条 事務局長は、会印に亡失、棄損、その他の事故が生じたときは、速やかに「会印事故届」（別記様式）を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(専務理事への委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会印規程に関し必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

別 表

(1) 公益財団法人日本野球連盟の印

印影	登 録 番 号	第 号
	大 き さ	3 0 mm × 3 0 mm
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

印影	登 録 番 号	第 号
	大 き さ	3 0 mm × 3 0 mm
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

(2) 公益財団法人日本野球連盟会長の印

印影	登 録 番 号	第 号
	大 き さ	直 径 1 8 mm
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

(3) 公益財団法人日本野球連盟事務局長の印

印影	登 録 番 号	第 号
	大 き さ	直 径 1 8 mm
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日